

あがの民商ニュース

家賃支援給付金のお知らせ

国への家賃支援給付金申請が7月14日からはじめました。

5月の緊急事態宣言の延長により、売上の減少に直面する事業者の事業継続を下支えするため、地代・家賃（賃料）の負担を軽減する給付金です。

支給対象①②③すべてを満たす事業者

① 資本金10億円未満の中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者

② 5月～12月の売上高について、1ヶ月で前年同月比▲50%以上または、連續する3ヶ月の合計で前年同月比▲30%以上

③ 自らの事業のために占有する土地・建物の賃料を支払い

給付金

- 法人に最大600万円 個人事業者に最大300万円を一括支給

算定方法 申請時の直近1ヶ月における支払い賃料（月額）

に基づき算定した給付額（月額）の6倍（上限決まりあり）

申請に必要な書類

- 債貸借契約書等
- 申請時の直近3ヶ月分の賃料支払実績を証明する書類（振込明細書等）
- 本人確認書類（運転免許証等）
- 確定申告書 売上台帳 通帳写

2021年内5口まで申請できます。

※地方自治体から賃料支援を受けている場合は給付額の算定に際して考慮される場合があります。

家賃支援給付金の申請はインターネットのみとなっています。

阿賀野民主商工会
☎ 〇二五〇六二一七一五八
NO 1760
商売くらしに役立つ！
全国 商工新聞 月/500円

法人会員持続化給付金入金

今月始めに年金機構から「納付の猶予（特例）」申請書が届き民商に相談がありました。

事務局は、猶予申請ついでに、「持続化給付金」の申請を促しました。最初は申請の対象とならないと思っていた会員さんも半信半疑で申請の手続きを一緒に行いました。

一週間後に「持続化給付金20

0万円が入金された」「今月も仕事がなく本当に助かったと」「従業員の給与も払える」と述べてい

ました。

持続化給付金等は雑収入

持続化給付金の通知が届いたら保管しておきましょう。

来年の確定申告書では持続化給付金や地自体からの給付金は雑収入となります。計上漏れがないようにしましょう。

なお、特別定額給付金は非課税所得ですので申告する必要はありません。

事務局より

7月末まで月末集金等で、事務所を留守にする時間帯があります。御用の方は事前に民商に連絡をしてから来所下さい。



労働保険事務組合より

コロナウイルスの影響により労働保険の年度更新が延長されました。新年度の入金通知等は7月20日以降発送となります。

確定概算申告期限は
8月31日までとなりました。

阿賀野民商総会日程決まる

- 日 時 7月26日 日)
午後3時から
- 場 所 はせ川
- 憇親会費 1000円